

高野町職員の処分について

このたび、高野町職員分限懲戒賞罰審査会において下記の事案につきまして、関係職員の処分を行いました。

記

1 事案の概要

服務、業務処理関係に関する事案

勤務態度不良又は業務の不適切な処理

2 処分日

令和2年7月15日(水)

3 被処分者及び処分内容等

(1) 被処分者 1 教育部局 一般職 課長級 男性 50歳代 減給10分の1(2ヶ月)